

京田辺市すてきなまちなみ支援制度実施マニュアル

平成 24 年 12 月 10 日 建設部施設管理課作成

1 活動期間

すてきなまちなみ支援制度は、京田辺市すてきなまちなみ支援制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 1 条の目的を達成するための活動を継続できる団体を対象とし、活動期間は 1 年以上（毎月 1 回以上）を原則とする。

2 申請期間

実施要綱第 5 条で定める京田辺市公共施設サポーター認定申請書の受付期間は、毎年度 4 月 1 日から 5 月 31 日までとする。

3 活動内容

- (1) 実施要綱第 4 条に規定する活動内容は、管理する公共施設に該当する第 1 号から第 4 号までに掲げる全ての内容を基本とする。
- (2) 実施要綱第 4 条に規定する第 1 号から第 4 号までの活動内容は、サポーターが管理する公共施設に限るものとする。

4 公共施設の管理区域

- (1) サポーターが管理する公共施設は、その公共施設全域を管理するだけでなく、一部区域を定めて管理することもできるものとする。
- (2) 公共施設にプランター等を設置して管理する場合は、その公共施設の管理者と別途協議し、占用許可及び行為許可等を得て、その写しを認定申請書に添付するものとする。
- (3) 本制度の対象となる公共施設等であっても、車両の交通量が多い場所及び歩行者が多い場所等、事故等の危険度が高いと市長が判断する場所は、対象となる公共施設から除外するものとする。

5 ゴミ等の収集

- (1) 紙くず、雑草及び枯葉等は、ゴミ袋に入れて収集場所へ搬出するものとする。
- (2) 枝木等は、長さ 50 cm 程度に切断し荷造り紐で縛るか、ゴミ袋に入れて収集場所へ搬出するものとする。

6 支給・貸与対象物

実施要綱第 9 条に規定する市の支援の基準は以下のとおりとする。

- (1) 支給対象物

- ア 花苗 25ポット/m² (支給は年2回までとする。)
- イ 肥料等 100g/m² (支給は年2回までとする。)
- ウ ゴミ袋 60リットル/袋、t = 0.3mm

(2) 貸与対象物

市が、貸与するために保管する対象物の数量は以下のとおりとする。

- ア 清掃用具 スコップ(2丁)、移植ごて(30ヶ)、ほうき(3本)、
サラエ(6本)、手み(3ヶ)
- イ 剪定器具 剪定鋏(3丁)、刈り込み鋏(3丁)、手刈りカマ(6ヶ)、
ノコギリ(3丁)
- ウ 安全管理備品 三角コーン(12ヶ)、コーンバー(12ヶ)
- エ 散水用具 ジョーロー[2~3リットル](5ヶ)

7 ボランティア保険の補償内容(平成25年度)

(1) 賠償責任補償 (1事故)

- ア 対人・対物 3億円(免責1,000円)
- イ 受託物 3億円(免責5,000円)

(2) 傷害補償

- ア 死亡・後遺障害保証金 918万円
- イ 入院保険金 日額 6,000円
- ウ 通院保険金 日額 4,000円

8 ボランティア保険の加入人数の制限

市が支援するボランティア保険の加入人数は、1団体20名までとする。

9 実績の公表

サポーターの活動実績は、京田辺市のホームページで公表するものとする。

10 その他

その他必要な事項は、京田辺市が地元自治会及び区と協議の上、決定するものとする。